

電子交付を開始します。(10月1日スタート)

概要

- ・ NICE システムを利用して電子申請いただいたものが対象です。
- ・ 電子交付は確認済証に添付する副本等が対象です。
- ・ 確認済証などセンター角印があるものは引き続き紙で交付します。
- ・ 10月1日交付分からスタートします。

対象（主なもの）

- ・ 確認済証に添付する副本等
- ・ 住宅性能評価書、長期使用構造等確認書等に添付する副本等
- ・ フラット 35 の設計検査に関する通知書に添付する副本等
- ・ 建築主変更届、監理者変更届など各種届出の副本等
- ・ 省エネ適合判定通知書、軽微変更該当証明に添付する副本等 ※
※省エネ適判は準備中の NICE の電子申請対応後に電子交付を開始します。

その他

- ・ 電子交付した副本等は印刷して紙でも提供します。(11月末まで)
 - *印刷は全頁モノクロとなります。
 - *枚数が多い仕様書や構造計算書などは対象外になります。
- ・ 電子交付データのダウンロードは NICE システムで行って下さい。
 - *詳しい手順や申請の留意点をまとめた電子交付の手引きを作成中です。